平成２２年（フ）第５８３号
京都市右京区西京極南衣手町11番地　ルフランⅡ―103号室
債務者　猪俣　　勲
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
京都市右京区御室竪町17番地１
債務者　永田　光枝
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
京都市右京区御室岡ノ裾町29番地　ヴィラ飯田102号
債務者　永田由美子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
京都府宇治市五ケ庄平野12番地の13
債務者　平　眞理子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７３号
京都市伏見区小栗栖中山田町26番地35
債務者　掛水左官こと　掛水　峰男
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８０号
京都市山科区小野御所ノ内町７番地３
債務者　林田　達也（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９４号
京都府向日市寺戸町向畑50番地の１
債務者　伊藤　喜三
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
京都府久世郡久御山町東一口５番地３
債務者　藤本工芸染色こと　藤本　勝雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１３号
京都府久世郡久御山町東一口５番地３
債務者　藤本　昌美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
兵庫県加古川市志方町上冨木345番地の２　サンフラワーハイツ17号
債務者　宮澤　和弘
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６９号
兵庫県姫路市町坪176番地１　ホウユウパレス603号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成植木1070番地４
債務者　土手　信明
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４９号
兵庫県姫路市飾磨区中島３丁目73番地
債務者　李　　裕（旧姓松本・藤木）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２５７号
兵庫県姫路市広畑区小坂31番地11
債務者　瀧　　政子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２６４号
兵庫県加古川市志方町志方町1373番地の１
債務者　藤田佳壽子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７８号
兵庫県姫路市幸町47番地１　パナハイツウオハシＳ206、従前の住所兵庫県姫路市安富町長野35番地１
債務者　杉垣　正義
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９２号
広島県三原市大和町上徳良4038番地２
債務者　松本　　崇
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１２号
広島市佐伯区杉並台11番地17
債務者　三浦　和正
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１３号
広島市佐伯区杉並台11番地17
債務者　三浦　英文
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　広島地方裁判所民事第４部